

分類コード	X - 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年(平成33年12月31日まで)

秋本務 第801号 生企第785号
刑企第163号 交企第202号
備一第132号

平成28年10月3日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定について（通達）

この度、政府において「第3次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されたことを受け、警察庁が講ずべき具体的な取組及びその推進要領を内容とした「警察庁犯罪被害者支援基本計画」が策定されたところである。

本県では、秋田県犯罪被害者等支援条例（平成25年秋田県条例第19号）に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画年度とする「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」が制定、運用されているところであるが、県の基本計画と相まって、「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を踏まえた各種活動が求められることから、県警察では新たに、別添「秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画」を定め、計画的かつ総合的に推進することとするので、適正な運用に努められたい。

なお、「秋田県警察犯罪被害者支援要綱の制定について（例規）」（平成23年12月28日付け秋本務第1292号、生企第469号、刑企第283号、交企第271号、備一第190号）は、廃止する。

別添

秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画

第1 総則

1 目的

この計画は、「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」及び「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を受け、秋田県警察における犯罪被害者等支援施策を計画的かつ総合的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

2 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

3 推進体制

別に設置する秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会において、第2に示す施策についての推進状況を点検し、犯罪被害者等支援の推進状況の把握と必要な調整を行う。

第2 具体的な施策

次に示す施策については、犯罪又は犯罪に類する行為による被害を受けた者はもちろんのこと、施策の内容に応じてその遺族、家族その他の関係者に対しても積極的に推進するものとする。

1 損害回復・経済的支援

(1) 損害賠償請求等に関する周知

ア 損害賠償請求等に関する制度の周知

犯罪被害者等に対し刑事和解、刑事裁判における損害賠償命令制度、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示など、損害賠償請求等に関する各種制度の周知を図る。

イ 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

振り込め詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行う。

ウ 各種経済的支援制度の周知

関係機関が相互に連携しつつ、パンフレット、ホームページ、市町村広報誌等を活用しながら、次の経済的支援の周知を図る。

- (ア) (公社) 秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の支援及び性犯罪被害者等に対する治療費等の支援
- (イ) (公財) 暴力団壊滅秋田県民会議、秋田弁護士会の民事暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援
- (ウ) (公財) 犯罪被害救援基金による奨学金給与等の支援
- (エ) (一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠償保険金の支払い適正化
- (オ) (公財) 日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援

- (カ) (独)自動車事故対策機構、(公財)交通遺児育英会、(公財)交通遺児等育成基金等による財政的支援
 - (キ) 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度等の支援
 - (ク) ひき逃げ、無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業による支援
- (2) 給付金制度等の充実
- ア 犯罪被害者等給付金の迅速な支給
仮給付制度の効果的な運用、関係職員への犯罪被害給付制度の周知徹底、犯罪被害者等への適切な教示を推進するとともに、迅速な裁定と支給に努める。
 - イ 市町村による給付金支給制度等の創設促進
犯罪被害者等に対する経済的支援制度をより手厚いものにするため、市町村に対し給付金(見舞金)支援制度の創設を促すための取組を推進する。
 - ウ 司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的措置の周知
司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費に対する公的措置の周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努める。
 - エ 医療費等に係る公費負担制度の周知
特定の犯罪被害者に係る初診料、診断書料、死体検案書料、カウンセリング費用、性犯罪被害者に係る緊急避妊、検査費用等の公費負担制度について、犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう制度を周知するとともに、更なる充実を図る。
 - オ (公社)秋田被害者支援センターが行う特別支援事業の周知等
傷害、性犯罪、ストーカー行為等の犯罪被害者等に係る心身の被害の回復、転居等に要した経費に対し、(公社)秋田被害者支援センターが補助する特別支援事業について、対象となる犯罪被害者等に周知を図り効果的な運用に努める。
- (3) 居住先の安定確保
- 再被害を受けるおそれが高い場合や、自宅が被害の現場となり物理的に居住が困難な場合など、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借り上げ経費の公的措置の周知を図る。
- 2 精神的・身体的被害の回復・防止
- (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
- ア 被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援
被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援の実施や、少年補導職員による関係者への助言等の継続的な支援を行う。
 - イ 性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実
性犯罪被害者の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士等による支援や部外の精神科医等のカウンセリングに対する公的措置の周知を図るとともに、関係機関・団体が行う支援制度の情報提供を行う。
 - ウ 産婦人科医による性犯罪被害者に対する適切な対応
県内の産婦人科医で構成する秋田県産婦人科医会や県内の医療機関と構築している「産婦人科医師と警察とのネットワーク」などにより、性犯罪被害者等の保

護や受診情報の適正な取扱いを行うとともに、性犯罪被害者の支援等に関する情報の提供を行い、性犯罪被害者に対する適切な対応に努める。

(2) 安全の確保の充実等

ア 加害者に関する情報提供の拡充

(ア) 検察庁等との連携促進

検察庁、刑務所、保護観察所等との連携を密にしながら、釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等加害者に関する情報を適切に受けるなど、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。

(イ) 子供への暴力的性犯罪者の出所情報に基づく再犯防止対策の推進

子供に対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策に努める。

(ウ) 保護観察処分付執行猶予者の動向把握に伴う再被害防止対策の推進

保護観察処分付執行猶予となった者の特別遵守事項を適切に設定することやその遵守状況を的確に把握し、保護観察所と緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を迅速に把握し、必要な措置を講ずる。

イ 犯罪被害者等に関する情報の保護

(ア) 法廷における犯罪被害者等に関する情報保護制度の周知

法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度や、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないよう求めることができる制度等の周知を図る。

(イ) 関係機関が行う支援措置制度の教示等

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する保護のため、市町村が行う住民基本台帳の閲覧制限、運輸局等が行う登録事項等証明書の交付拒否等の制度等を教示するとともに、市町村、運輸局等関係機関との一層の連携に努める。

(ウ) 犯罪被害者等の情報に関する適切な発表

被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。

ウ 再被害防止措置の推進

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、再被害を受けるおそれが高いなど、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借り上げ経費の公的措置の周知を図るなど効果的な運用に努める。

エ 暴力団等からの危害の未然防止

暴力団等から危害を被るおそれがある者を「保護対象者」に指定して、危害の

未然防止の措置を推進する。

オ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

(ア) 児童相談所、女性相談所との連携充実

虐待を受けた児童やDV被害者の再被害の防止については、市町村、児童相談所、女性相談所及び福祉事務所との連携を強化し、安全の確保に努める。

(イ) 学校警察連絡連携制度等の活用による加害少年等に対する指導

学校警察連絡連携制度等を活用し、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努める。

カ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

児童虐待の早期発見に資する指導教育、虐待を受けた児童の特性等に関する教育など職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。

キ 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、その生命又は身体に危害が生じているおそれがある者等について、その者の行方に関する情報の収集を行い、必要な探索又は捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見し、保護するための措置を講ずる。

(3) 保護、捜査、公判における配慮の充実等

ア 職員に対する研修の充実

犯罪被害者支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援体験記の配付などを通じ、職員による犯罪被害者等への二次的被害の予防を図る。

イ 性暴力被害者等に対応する女性捜査員の配置等

各警察署に配置されている女性警察官から性犯罪指定捜査員を指定するとともに、事情聴取における犯罪被害者等の相談室の活用及び民間被害者支援団体等との連携強化に努め、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応を図る。

ウ ビデオリンク制度等の周知

犯罪被害者等のプライバシー保護のため、ビデオリンク制度等の周知を図る。

エ 犯罪被害者等のための施設の改善

犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室の環境づくりに努める。

3 刑事手続への関与拡充

(1) 「被害者の手引」による情報提供

「被害者の手引」の内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配付・説明を行うとともに、外国人犯罪被害者等に対し外国語版（英語・中国語・韓国語）の「被害者の手引」を配付し、情報の提供を行う。

(2) 「被害者連絡制度」等の適切な運用

犯罪被害者等に対し、加害者や加害者の処分状況などの情報を提供する「被害者連絡制度」を周知徹底し、適時適切な捜査状況等の情報提供に努めるとともに、公判等への付添いや、相談・要望の聴取等を行う「被害者支援員制度」を周知し、そ

の積極的な活用を図る。

- (3) 「冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付」等各種制度の周知
冒頭陳述や公訴事実の要旨の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・謄写、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、不起訴記録の弾力的開示、被害者等通知制度等について、一層の周知を図る。
- (4) 「少年保護事件に関する意見の聴取」等各種制度の周知
少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果通知等の各制度や、重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度について、一層の周知を図る。
- (5) 迅速・確実な被害の届出の受理
被害の届出の内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努める。
- (6) 告訴に対する適切な対応
犯罪の不成立が明白な場合や根拠が必ずしも十分と認められない場合等を除き、可能な限り迅速な対応に努める。
- (7) 検視及び司法解剖に関する説明
検視及び司法解剖に関するパンフレットの配付等により、遺族に対して適切な説明及び配慮に努める。
- (8) 医療機関における適正な証拠採取等の協力依頼
医療機関において、性犯罪被害者からの証拠採取が適正に行われるよう、証拠採取要領の周知を図るとともに、潜在被害者の情報提供など、医療機関への働きかけを推進し、理解と協力の確保に努める。
- (9) 証拠物件の適正な返却又は処分の推進
検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するように努める。
- (10) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等
重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官が客観的証拠の収集等の捜査指揮を行い、緻密で科学的な捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種捜査研修の充実に努め、犯罪被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。

4 支援体制等の整備充実

- (1) 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
 - ア 性犯罪被害者に対する支援の充実
性犯罪の担当者に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な研修を行うとともに、関係機関との連携を強化し、性犯罪被害者への適切な対応を図る。また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（公社）秋田被害者支援センターに対する情報提供を適切に行い、性犯罪被害者の精神的負担の軽減に努める。
 - イ 「秋田県被害者支援連絡協議会」等によるきめ細かな支援
「秋田県被害者支援連絡協議会」及び「地区被害者支援連絡協議会」において、

各機関・団体等との緊密な連携を図るとともに、事案への対応力の向上を図り、犯罪被害者等の具体的なニーズに対応したきめ細かな支援を行う。

ウ 秋田県警察等における相談体制の強化

全国統一の相談電話「#9110」や女性警察官が対応する「レディース通話110番」、少年相談のための「やまびこ電話」等の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介することにより、犯罪被害者等のニーズに対応する。また、潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、少年福祉犯罪や児童虐待事案、暴力団が関与する犯罪等に関する通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の周知を図る。さらに、交通事故等の被害者等から加害者に対する意見の聴取等の期日、行政処分の結果等に関する問い合わせについては、適切な対応に努める。

エ 被害児童からの事情聴取における配慮

児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進める。

オ 「自助グループ」に対する支援

犯罪被害者等の要望を踏まえ、(公社)秋田被害者支援センター等との連携を図り、犯罪被害者等に対する自助グループに関する広報を行うほか、自助グループの設立と活動等への支援を行う。

カ ストーカー事案への適切な対応

関係機関等と連携し、一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する必要な情報の提供、ストーカー予防のための教育、加害者に関する取組等を行い、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進する。

キ 海外における邦人の犯罪被害者に対する支援

警察庁と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、帰国する犯罪被害者や遺族等に対し、支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努める。

(2) 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成

ア 地方公共団体等担当者研修の充実

犯罪被害者支援に必要な知識、技能を修得させるため、犯罪被害者等の支援に関する業務に従事する職員を対象とした研修の充実を図るとともに、(公社)秋田被害者支援センター等が主催する研修や講座、シンポジウムへの参加を促進する。また、市町村の総合的対応窓口担当者の資質の向上に向けた研修の充実を図る。

イ (公社)秋田被害者支援センターにおける人材育成の支援

犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割

を担う、(公社)秋田被害者支援センター支援員の育成を支援する。

ウ 適切な評価と好事例の勧奨

犯罪被害者に対する支援活動が確実に実施されるよう、好事例については、適切に評価、表彰及び職員への勧奨を行い、犯罪被害者支援に係る職員の意識の高揚と具体的な支援事例を通じて個々の職員の能力の向上を図る。

(3) 民間支援団体等に対する援助

ア (公社)秋田被害者支援センターに対する財政的支援の充実等

(公社)秋田被害者支援センター等の活動に対し、財政的支援の充実に努めるとともに、(公社)秋田被害者支援センター等におけるボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携した支援を行う。

イ 秋田県被害者支援連絡協議会等に対する支援

秋田県被害者支援連絡協議会の会員相互の協力を強化するとともに、具体的な事案に応じた対応力の向上に努めるほか、市町村に対し、地区被害者支援連絡協議会への積極的な参画、必要な支援等を促す。

5 県民の理解の増進

(1) 各種啓発による県民理解の増進

ア 県民理解を促進する啓発事業の実施

「県民のつどい」や犯罪被害者等による講演会等を開催し、広く県民の参加を求めるとともに、犯罪被害者等の手記の配付、街頭キャンペーン等のほか、マスコミや県・市町村等の広報誌、ホームページなど、各種媒体を利用した広報啓発を推進する。

イ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

会議、研修会等様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く県民に周知し、その理解促進を図る。

ウ 犯罪・事故発生状況等の情報提供

犯罪被害者等の情報に配慮した上で、ホームページ等において、性犯罪を含め住民に注意喚起が必要な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうる情報の提供を推進するとともに、交通事故累計、年齢層別の交通事故等県民にとって有益な情報の公表に努める。

エ 大学生に対する犯罪被害者支援に係る理解の促進

大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義の開催や、ボランティア等の社会参加活動等を促進し、犯罪被害者等が受けた様々な痛みや、加害者も被害者も出さない社会を希求する思い等への理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の涵養及び規範意識の向上等を図る。

オ 「命の大切さ学習教室」の推進

小・中学生や高校生に対する犯罪被害者等による講演会「命の大切さ学習教室」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の涵養、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上等を図る。

カ 「世界道路交通犠牲者の日」の広報啓発

「世界道路交通犠牲者の日」を県内に広め交通事故による死者ゼロへの「風」を全県的な運動に展開するため、統一アイテムである「黄色い風車(かざぐるま)」を交通死亡事故現場に供え、犠牲者を追悼するとともにドライバーや地域住民に注意喚起を図る。